



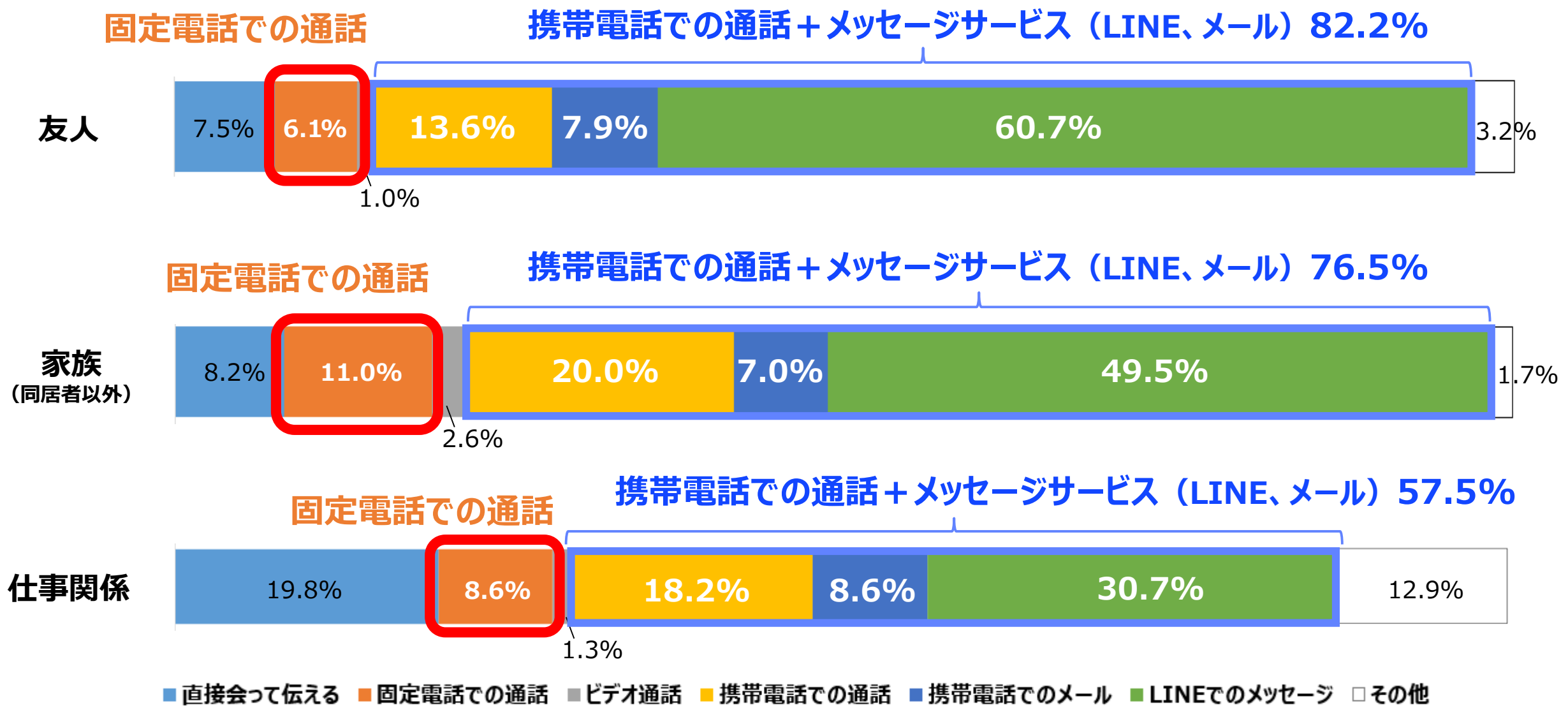
第2回 経済安全保障ワーキンググループ 事業者ヒアリング資料

2024年3月12日

- 外資規制の検討に当たっては、経済安全保障の観点から『**通信の安定的提供の確保**』と『**通信事業者が保有・管理する様々な情報の安全性確保**』の両面を考慮すべき。
- また、通信手段はかつての固定電話独占からモバイル中心へとシフトしており、利用者の実態を踏まえた経済安全保障の検討が必要。
 - NTT法制定時はNTTの固定電話が独占
⇒現在は、東西の固定電話は**約1,350万契約**に対して、モバイル通信は**約2.1億契約**
(モバイルのシェアは、ドコモ35.2%、KDDI26.9%、ソフトバンク20.6%、楽天2.4%、MVNO14.8%)
- **通信の安定的提供の観点**では、**NTT東西が提供する光ファイバや線路敷設基盤**を引き続き安定的に提供していくことが必要であることに加え、**NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等のモバイル事業者のコアネットワークや基地局**はモバイル事業者自身が構築・保有しており、これら設備についても安定的提供を確保することが必要。
- **保有管理情報の安全性確保の観点**では、NTT東西だけでなく、**約2.1億のモバイルユーザの顧客情報等の安全性確保**が必要。特に情報通信は、他のインフラ産業と異なり、**ネットワークの中を流れる通信の内容・履歴、位置情報等、極めて重要なデータを扱う事業**であることから、他のインフラ産業以上に強固な安全性確保を行うべき。今後、**IoTが更に進展**することで、モバイルが取り扱う重要データが更に増大。
- 従って、**モバイル事業者もNTT東西と同等の規制で外資から守る必要**がある。

通信手段はモバイル中心へ変化

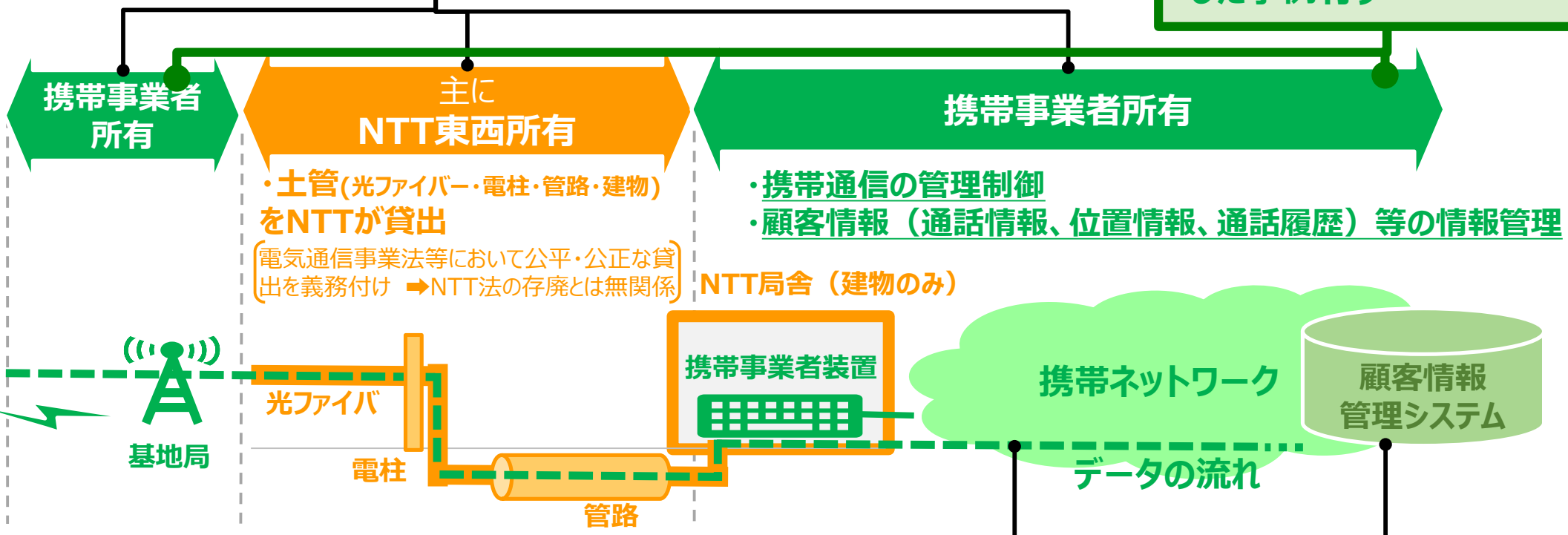
<日常会話における最も多く使う手段>



安全保障上、守るべき設備・情報について

【通信の安定的提供の観点】
NTT東西が所有する設備とモバイル事業者が所有する設備はいずれも重要

2020年にロシアの産業スパイがソフトバンクの設備情報を窃取し、国外に持ち出した事例有り



【保有管理情報の安全性確保の観点】
モバイル事業者は、2.1億ユーザの通信の内容・履歴、位置情報等の安全保障上、極めて重要な情報を保有・管理 (NTT東西の土管の中を通るデータは携帯事業者が管理)

(参考) 電柱の利用状況

日本全国の電柱のうち、約 1 / 3 をNTT東西が、約 2 / 3 を電力会社が保有※1

NTT東西がケーブル敷設を行う際、約 5 割は他社の電柱を借り受けて活用

所有者	合計	
		(再掲) 東西が添架する電柱
日本全国の電柱	3,410万本※1 (100%)	約2,481万本※3 (100%)
NTT東西が保有する電柱	1,181万本 (35%)	1,181万本 (48%)
電力会社等が保有する電柱	2,229万本※2 (65%)	約1,300万本※3 (52%)

※1 NTT東西、電力会社以外にも、CATV会社（13万本※4）や自治体が保有する自営柱あり

※2 電気事業連合会 電力統計情報より

※3 数値は概算値

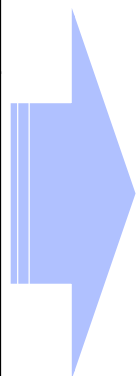
※4 第5回通信政策特別委員会 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料より

電気通信事業者が保有・管理する情報について

- 通信事業者が扱う通信に係る情報は、「**通信の秘密**」として、**憲法において保障される極めて重要な情報**。
- **モバイルは、契約数が多く、個々人の通信ログや位置情報**、さらには**キャッシュレス決済やクレジットカードの情報等**、**社会生活上極めて重要な情報**を扱っており、**安全保障上の重要性が増している**。
- これら情報は、通信の秘密として保護されているが、技術的には通信事業者による**目的外利用**さらには**通信内容の傍受**が可能であり、**懸念国・企業等によって買収された場合、これら情報の保護が確保されなくなるおそれ**

【NTT法制定時(約40年前)】

	固定通信
	電話
保有・管理する情報	通話内容・履歴



【現在】

	固定通信		モバイル
	電話	ブロードバンド	
保有・管理する情報	通話内容・履歴		
	データ通信内容 (企業における機密データや個人における決済情報等を含む)		
	位置情報		

線路敷設基盤

保有・管理する情報	無し (線路敷設基盤は、固定・モバイルのサービス提供に活用されるが、情報を保有・管理するものではない)
-----------	--

● 個人レベルでの通信内容や行動履歴の悪用により、様々な機密情報が狙われる

(例)

- ・国家安全保障に関わる重要拠点へ頻繁に立ち入りする人員を位置情報から割り出し、その人物の通信を傍受することにより防衛上の機密を窃取
- ・軍事関連の営業秘密を持つ会社員の通信傍受による機微な技術情報を窃取
- ・先端産業（半導体など）の会社員の通信を傍受し、先進技術情報を窃取
- ・基幹インフラ会社（電力等）の会社員の通信を傍受し、基幹インフラの機能停止（電力途絶等）を可能とする技術情報の窃取
- ・政府関係者の通信傍受による国家機密情報の窃取

■ 通信事業の特性

- ・悪用されることでの影響度が極めて大きい情報（通信内容、位置情報等）を保有
- ・通信はすべての基幹インフラ等の制御を担うものであり、全産業共通の基盤

➔ 通信事業は他のインフラ事業者に比べ重要性が高い

主要インフラ業種		通信	電力	ガス	石油	上水道	鉄道
基幹インフラの保有		○	○	○	○	○	○
お客様に提供する商材		通信サービス	電気	ガス	石油	水	輸送
取り扱う 情報	顧客情報 (氏名、住所、等)	○	○	○	○	○	—
	上記以外	・通話内容/履歴 ・データ通信内容 ・位置情報 等	—	—	—	—	—

通信事業者の経済安全保障に関連する主な仕組み

経済安全保障に関連する主な仕組みは主要通信事業者すべてを対象としているが、投資総量規制と外国人役員規制についてのみ、特殊法人法でNTTだけを規制

対象事業者

経済安保の担保措置

通信

他インフラ

【根拠法令】

機微な技術・貨物の輸出管理

全通信事業者
(約2万社)

全事業者

外為法

重要設備を導入・維持管理委託
する際の事前審査

主要通信事業者
(10社)

主要事業者

経済安全保障
推進法

外資規制 (個別の投資審査)

全通信事業者
(約2万社)

全事業者

外為法

外資規制 (総量規制)
外国人役員規制

NTT

規制なし※
(電力・ガス・水道等)

主要
事業者※
(放送等)

NTT法 (通信)
業法 (通信以外)

※会社単位ではなく業界単位で規定

- まず政策論として安全保障上守るべきものが何なのか、時代の変化を踏まえて、通信事業全体を見て、特別な外資規制の対象について検討し、その上で法体系での実現手段や規制対象を整理していくべき。
- 政策論の検討や法体系での実現手段整理に当たっては、実現ハードルの高さ等（WTOとの交渉等）から実現に時間を要することも想定されるが、あるべき経済安全保障の確保を目指すべき。

<国内外の規制の現状>

- 海外では総量規制ではなく、不適切な影響の排除に焦点をあてた個別審査を強化する潮流
(米：総量規制はあるが、個別の投資審査で免除可能 英仏独：総量規制は無く、個別の投資審査範囲を拡大)
- 我が国においても、以下を踏まえた経済安全保障の強化が必要であり、第二次国家安全保障戦略(2023/12/16閣議決定)においても、「投資審査の更なる強化等について具体的な検討を進める」と明記されている。
 - ✓ 近年、通信事業者に対する経済安全保障上の脅威が拡大しているところ、2022年のウクライナ侵攻以降、地政学の状況は一変しており、懸念国・懸念企業からの不適切な影響の排除について更なる対策が必須
 - ✓ 一方で、政府としては海外からヒト、モノ、カネ、アイデアを積極的に呼び込み、対内直接投資残高100兆円 (2022年末時点：46.2兆円) を早期に実現させる方針 (骨太方針2023 2023/6/16閣議決定)。
- 従って、外国からの投資を促進しつつも不適切な支配的投資は防止する観点から、個別の投資審査を強化すべき。
- なお、総務省 情報通信審議会 第二次答申 (2002/2/13) においても、基本的に個別投資審査規制の方向を目指すべきと課題提起されている。

【総務省 情報通信審議会 特別部会 第二次答申抜粋 (2002/2/13)】

1.(2)(a)⑧ このように、外国資本の内容を問わず一律にその総量を規制する伝統的アプローチたる外資規制から、今後、国の安全確保に支障を及ぼすおそれのある外国投資をケース・バイ・ケースでチェックするという個別アプローチに全体として移行していくことが国際社会全体の潮流となっており、我が国も基本的に同じ方向を目指すべきである。

<総量規制に関するNTTの考えと見直しの方向性>

- 電気通信事業における総量規制は、GATS（WTO協定）の主旨も踏まえて世界的に廃止するのが原則であり、日本ではNTTへの総量規制のみ例外として留保されている。
➡しかし、留保された項目も漸進的に自由化すべきであり、定期的に交渉を行うこととされている
(GATS第四部第十九条)
- 加えて、その後の通信市場・技術の進展に伴い、通信手段はかつての固定電話独占からモバイルやインターネット中心へとシフトし、安全保障上、電柱・管路等の線路敷設基盤のみならず、データやモバイルの設備情報も重要な対象物となっていることから、NTTのみを特別に規制する合理性は失われている。
- また、総量規制は日本として積極的に受け入れるべき投資も含めて制限してしまう仕組みであり、NTTに対するマーケットから見た魅力が毀損されるもの（議決権を有する株式と有しない株式が発生し得るため不平等）。
- 以上を踏まえ、近年の情報通信の経済安全保障上の懸念の高まりに鑑み、主要通信事業者を対象に、懸念国や懸念企業の支配力強化を排除する個別の投資審査強化を検討すべき。
- なお、仮に経済安全保障政策上、総量規制を残すことが必要ということになれば、国際的な枠組みに配慮しつつ、主要通信事業者全体を対象とする法律で実現できる内容を検討すべき。

主要通信事業者に対する外資規制の具体的な補強手段としては、例えば以下が考えられるのではないかと。

規制体系例（例①と②を組み合わせる案も考えられる）

- 例①**：外為法の対内投資規制における『コア業種』の内、他業種への影響も含めた重要な情報を有している主要通信事業者（例えば、モバイル含めた新たな枠組においてユニバーサルサービスを担う会社）および同事業者を実質支配している事業者については『コアofコア企業』と位置付けて、上乘せ基準に基づく事前届出免除（1～10%）を撤廃。
- 例②**：外為法の運用にて、主要通信事業者に対し、外資総量が一定以上となる場合、厳しい投資スクリーニングを実施。
- 例③**：電気通信事業法において、主要通信事業者に対し、外資総量が一定以上となる場合、安全保障上の懸念が無いかな等の公益審査を実施（cf. 米国 通信法で同様の制度有り）。

- 外国人役員規制について、第一次答申において「緩和することが適当」とされたことは**当社の機動的な経営に資する**と考えるが、当該規制については、外資規制と同様、我が国の経済安全保障の観点から、**当社だけでなく、主要通信事業者全体を対象として議論していくことが必要**。
- したがって、当該規制のさらなる緩和や撤廃に向けて今後議論していく際は、当該規制については、**電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討**しながら、**主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべき**。
- なお、外国役員規制のあり方については、**外資規制の議論を踏まえた上で検討すべき**。

- 仮に株式保有義務が廃止された場合においても、経済安全保障等の観点から政府が株を保有し続けるかは政府の政策判断
(当社はその是非について意見を申し上げる立場にない)
- 諸外国においても特殊会社法廃止後に政府が株保有を継続している事例有り (仏:13.4%、独:30.5%)

(参考) 主要諸外国の規制状況

※実質的な規制項目は無し

		日本(NTT)	米国(AT&T)	英国(BT)	仏国(FT)	独国(DT)	
特殊法人法の有無		有り	なし	廃止※	廃止※	廃止※	
政府株保有義務 (実保有率:FY23)		有り (1/3以上) (34.3%)	なし (0%)	廃止 (0%)	廃止 (<u>13.4%</u>)	なし (<u>30.5%</u>)	
外国人役員規制		有り	なし	なし	なし	廃止	
外資規制	個別投資に対する審査 〔審査対象になり得る 投資割合:FY22〕	外為法 (10→1%以上)	外為法 (下限無し)	事業法	外為法 (下限無し)	外為法 (33→25→10%超)	外為法 (25→10%以上)
	投資総量規制	NTT法	〔公益を損なわない場合は総 量規制を免除し、個別審査〕 ※ソフトバンクのSprint買収においても 100%の株式取得が認められた		なし	なし	なし